

尾張旭市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準

教育・保育施設及び地域型保育事業利用希望者は、次の順位により利用調整します。

- 1 保護者の状況が、下記基準において調整後の合計指数の高い児童
- 2 合計指数が同じ場合は、順位表による
- 3 順位表が同じ場合は、抽選による

《利用調整基準指数》

区分	保 護 者 の 状 況			利用調整基準指数		
				父	母	
就 労	外 勤	月 1 4 0 時間以上		8	8	
		月 1 2 0 時間以上 1 4 0 時間未満		7	7	
		月 8 0 時間以上 1 2 0 時間未満		6	6	
		月 6 4 時間以上 8 0 時間未満		5	5	
	自 営 業	経 営 者	月 1 4 0 時間以上		8	8
			月 1 2 0 時間以上 1 4 0 時間未満		7	7
			月 8 0 時間以上 1 2 0 時間未満		6	6
			月 6 4 時間以上 8 0 時間未満		5	5
		補 助 者	月 1 4 0 時間以上		7	7
			月 1 2 0 時間以上 1 4 0 時間未満		6	6
			月 8 0 時間以上 1 2 0 時間未満		5	5
			月 6 4 時間以上 8 0 時間未満		4	4
	内 職	月 1 6 0 時間以上		6	6	
		月 8 0 時間以上 1 6 0 時間未満		5	5	
		月 6 4 時間以上 8 0 時間未満		4	4	
	出 産		出産（前後各 8 週間）		－	8
病 気 等	入 院	精神性、伝染性、心臓、ガン等の疾患（入院）		1 0	1 0	
		上記以外の疾病の入院、一般療養（退院後）		8	8	
	通 院	精神性の疾患		8	8	
		1 6 日以上／月		7	7	
		1 0 日以上／月及び病気等による自宅療養		5	5	
	知的障害者 身体障害者	身体障害者手帳 1 ～ 2 級所持者 療育手帳（Ａ判定）所持者		8	8	
		身体障害者手帳 3 ～ 4 級所持者 療育手帳（Ｂ判定）所持者		6	6	
		身体障害者手帳 5 ～ 6 級所持者 療育手帳（Ｃ判定）所持者		4	4	
病 人 介 護	自 宅 外 介 護 等	月 1 8 0 時間以上	8 時間以上／日、 2 0 日以上／月	8	8	
		月 9 6 時間以上 1 8 0 時間未満	6 時間以上／日、 1 6 日以上／月	7	7	
		月 6 4 時間以上 9 6 時間未満	4 時間以上／日、 1 6 日以上／月	5	5	
		※診断書に記載がある場合に限ります。				
	自 宅 介 護	寝 た き り	寝たきり者を常時介護している場合		8	8
			心身障害児（者）の介護、通院、通学等に当たっている場合		8	8
		寝 た き り 以 外	月 8 0 時間以上		6	6
			月 6 4 時間以上 8 0 時間未満		5	5
災害復旧		家庭の災害		9	9	
求職活動等		起業の準備等を含む		1	1	
就学		月 6 4 時間以上	4 時間以上／日、 1 6 日以上／月	4	4	
ひとり親		父親又は母親がいない（死亡、離婚、行方不明等）		1 0	1 0	

《優先利用》

区分			項目点
1	ひとり親世帯		5
2	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）		5
3	保護者のいずれかが、尾張旭市の認可保育所で保育士として従事する場合		1
4	虐待やDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合		別途判断
5	子どもが障害を有する場合		別途判断
6	育児休業明け	特定教育・保育施設、地域型保育事業を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所し、育児休業明けに当該施設利用を再度希望する保護者	5
		現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、入所希望日までの間に当該児童の年齢が1歳6ヶ月以上になる保護者	1
7	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合		1. 5
	兄姉と同一の保育所等の利用を希望したいが0歳児クラスがないため別の保育所を希望する場合		1. 5
8	申込時に認可外保育施設等に有償で児童を預けている場合（在園証明書必要）※4		1
9	連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児童		5

《指数調整》

区分			項目点
就労実績（※1）	申込時に就労実績（直近3か月分のうち3か月分）が就労証明等で確認できない者		－2
	申込時に就労実績（直近3か月分のうち2か月分）が就労証明等で確認できない者		－1
祖父母同居（※2）	65歳未満で未就労の祖父母との同居		－3
	65歳未満で就労の祖父母との同居		－2
申込時に保育料を滞納している世帯（※3）			－3

※1 《優先利用》中の1から6までのいずれかに該当する場合は、指数調整を適用しないものとする。

※1 当該指数調整を解除する場合には、就労実績の記載がある就労証明等で再度確認する必要がある。

※2 同居の親族の健康状態や就労状況等によっては、指数調整を適用しないものとする。

※2 《優先利用》中の1から5までのいずれかに該当する場合は、指数調整を適用しないものとする。

※3 失業・震災等やむを得ない事由による場合や、返済が進んでいる場合には項目点を「0～－3」の間で調整することとする。

※4 育児休業中・就労予定・求職中の方を除く。

利用調整基準指数	優先利用	指数調整	合計
	+	+	=

《合計が同一指数の場合の順位表》 ※下記によっても決まらない場合は抽選とする。

1	ひとり親世帯（祖父母同居なし）
2	ひとり親世帯（祖父母同居あり）
3	生活保護世帯
4	連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児童
5	育児休業明け
6	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
7	申込時に認可外保育施設等に児童を預けており、保育所等へ入所できない場合同様の状態が見込まれる者
8	多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる場合）
9	尾張旭市の認可保育所で保育士として勤務している又は勤務予定の保護者の子どもが保育所等の利用を希望する場合
10	利用調整基準指数が高い場合
11	保護者の状況が「災害復旧」→「病気等」→「就労」→「出産」→「病人介護」の順で調整
12	当該施設の希望順位が高い場合